

申請書等への押印の廃止について



山梨県

これまで、建設業許可申請・変更届等の際には、申請書等への押印をすることとされていましたが、

令和3年1月1日提出分から押印不要

となりました。

押印廃止の対象手続

- 建設業法に基づく建設業許可申請・届出、許可証明
- 建設業法に基づく経営事項審査申請
- 建設リサイクル法に基づく解体工事業登録・届出
- 浄化槽法に基づく浄化槽工事業登録・届出（特例届出を含む）
- 住宅瑕疵担保履行法に基づく基準日における届出

※ なお、各種謄本請求については引き続き押印が必要です。

押印廃止にともなう建設業許可等の手続の変更について

「押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号）」の施行による法定様式の押印廃止等にともない、本県を提出先とする建設業許可等の手続（県内大臣許可業者に係る本県経由書類を除く。）の取扱いは次のとおりとします。

1 変更時期

令和3年1月1日以降に提出する申請・届出等から適用

2 変更内容

- ① すべての法定様式（申請・届出）及び県様式（許可証明）について、押印がなくても受け付けます。従前の様式で「印」の記載があるものは、押印せず提出しても差し支えありません。
※ 各種謄本請求については、引き続き押印が必要です。
- ② 申請等書類、申請等書類添付の確認書類、委任状（行政書士による代理申請の場合）のほかに、本人確認のための書類を求めることはしません。
※ 各種謄本請求については、本人確認書類（運転免許証、健康保険証、行政書士証票等）により本人確認を行います。
- ③ 上記②の委任状について、委任者の押印がない委任状も受け付けます。
- ④ 行政書士が書類を作成した場合の職印の押印は必要です。
※ 行政書士法の規定による。
- ⑤ 法定様式のうち第三者証明（常勤役員等証明書（第七号様式）、実務経験証明書（第九号様式）等）について、第三者の押印がなくても受け付けます。
- ⑥ 建設業許可以外の次の手続についても、上記と同様に取扱います。
 - ・ 建設業法に基づく経営事項審査申請
 - ・ 建設リサイクル法に基づく解体工事業登録・届出
 - ・ 浄化槽法に基づく浄化槽工事業登録・届出（特例届出を含む）
 - ・ 住宅瑕疵担保履行法に基づく基準日における届出

提出書類・提出方法等について、ご不明な点は下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

山梨県県土整備部 建設業対策室
甲府市丸の内1丁目6番1号 県庁北別館3F
TEL 055-223-1843 FAX 055-223-1844